Law Office YODOYABASHI

No.27



かくれんぼ

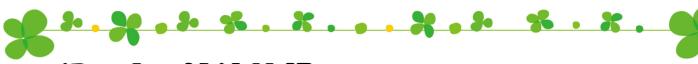
〒541-0041

大阪市中央区北浜4丁目1番21号 住友生命淀屋橋ビル6階

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104 (代) FAX 06-6229-0936 URL http://www.yodo-law.com

弁護士 藤井 弁護士 山 本 彼一郎 勲 弁護士 太田真美 弁護士 阿部清司 弁護士 奥田直之 弁護士 安田 正 俊 弁護士 今 井 佐和子 弁護士 井上敏志 弁護士 西 野 航 弁護士 髙 野 史 恵 弁護士 黒田拓志 弁護士 鹿野耕平 弁護士 弁護士 松本京子 弁護士 平井智也 中 嶋 俊太郎 宮本 弁護士 弁護士 暁 弁護士 山田耕一郎 篠田陽哉



復医立つ法律情報

第22回 「個人情報保護を巡る近時の情勢」

~ 迫る改正個人情報保護法の施行(今年春頃を目途)と 改正EUデータ保護指令の施行(来年5月28日)~

個人情報保護法が平成27年9月に改正され*1,その政令が平成28年10月5日に、また、ガイドラインが同年11月30日に公示されました。今年春頃を目途とされた施行が差し迫っています。

改正法は、時代の変化に応じた個人情報の保護の強化と個人情報の積極的な利活用の促進、また、国際動向を踏まえた改正がなされました。

EU版の個人情報保護法であるEUデータ保護指令は、来年5月28日に施行されることが決まっております。新指令は、EU域内に営業所を持つ日本企業に対しても適用されるもので、ルールに違反した者に対しては2千万ユーロ(約22億円)か全世界年間売上高の4%のいずれか高い方が制裁金として課されることになっているなど*2、企業の事業活動に対する影響が大きく、国際企業にとっては、施行時期が1年程度異なる2つの個人情報保護に関するルールに実務的な対応を取る必要性に迫られています。本稿では、EUデータ保護指令の解説は省略します。

以下、改正法の特徴的なところを簡単に説明します。

「個人情報」

基本的な定義は、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる情報により特定の個人を識別できるものであり、これは旧法と基本的に同じですが、改正法は、識別可能性に関し、個人識別符号が含まれるものも個人情報としました*3。情報に個人識別情報が含まれれば、誰の情報であるかを特定することが可能だからです。個人識別情報とは、特定個人を識別できる番号等の符号です。政令やガイドラインにより次の通りと整理されます。

個人識別情報といえるもの	そうでないもの
DNA, 指の静脈, 声紋, マイナンバー, 旅券番号,	携帯電話番号やパソコンのIPアド
運転免許番号等	レス等

「要配慮個人情報」

本人に対する<mark>不当な差別、偏見</mark>その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして 政令で定める記述等が含まれる個人情報をいいます*⁴。要配慮個人情報は,不当な差別が生じうるという点が本質で,いわゆるセンシティブ情報,機微情報とは少し観点が異なります。

要配慮個人情報	そうでないもの
本人の人種,信条,社会的身分,病歴,逮捕,	単純な国籍,肌の色,宗教に
捜索・差押や公訴提起がなされたこと、前科、犯罪	関する書籍の購読や貸し出しに
により害を被った事実,身体障害,知的障害,精神	かかる情報,単なる職業,学歴,
障害(発達障害を含む),健康診断の検査結果	健康診断と関係ない方法で知った
	身長,体重,血圧,脈拍,体温

要配慮個人情報に該当する個人情報については、個人情報取扱事業者による取得が原則として禁止され、また、第三者提供の際のルールが厳格化しています。

「匿名加工情報」

匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であり、当該個人情報を復元することができないようにしたものです。このようにすると個人情報に関する一般的なルールは適用されなくなり、別途定められた匿名加工情報の作成や第三者提供の際のルール等が適用されることになります。いわゆるビッグデータについての利活用の活性化とそのルールを定めたものです。





その他の権利強化

改正法は、本人(個人情報によって識別される特定の個人)に、個人情報の内容の開示や訂正、利用停止などの請求に係る訴えをする権利があることを明確に規定し、また、ルール違反に対する制裁を強化しています。さらに、第三者提供に係る記録の作成が義務付けられました*5。加えて、管理する個人情報データベース等で識別される個人の数が5,000以下であってもその事業者は個人情報取扱事業者に該当することとなりましたので、法が定めたルールに従う必要がある事業者が増えることになりました。小企業も、パソコンで顧客名簿を管理している場合は、基本的に個人情報取扱事業者に該当することになりますので、個人情報の適正な取得、個人情報の取得の目的、適正な管理、目的外使用の禁止などのルールに従う必要がでてきました。

いわゆる独立行政委員会としての<mark>個人情報保護委員会</mark>を設置し、マイナンバー業務の適正性を管理し、 また対外的に日本を代表する個人情報を監督する機関と位置付け、国際的な個人情報の移転における 個人情報の保護を図ろうとしています。

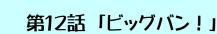
*1 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

*2 83条6項 *3 2条1項2号 *4 2条1項3号 *5 25条





淀屋橋の宇宙学



突然ですが、昔話を一つ……。

昔々その昔、そう、あれは今から約138億年前のこと。当時の宇宙は超高温・超高密度の小さな 火の玉でした。この火の玉がビッグバンを起こして膨張し、現在の巨大な宇宙の姿になったとさ……。 こんな話を聞くと、つい「ホンマかいな?」とか「見たんかー?」等とツッコミたくなりますが、 実はビッグバンに関してはきちんと証拠が揃っているのです。

証拠①…水玉模様の風船を膨らますと、個々の水玉同士の距離は遠ざかりますが、この時、遠くにある水玉同士ほど互いの遠ざかる距離(速さ)は大きくなります。これと同じことが宇宙でも起こっています。現在の宇宙観測で、遠くの銀河ほど早い速度で地球から遠ざかっている状況が確認されていますので、これは宇宙全体が膨張している証拠となります。宇宙が膨張を続けているということは、時間を過去に逆戻りさせていくと初期宇宙はとても小さな存在だったということになります。

証拠②…初期の宇宙が小さければ、それは超高密度だったということになり、(密度が高いと温度も高くなるので)超高温だったことになります。すると超高温の時代に放射され宇宙全体に充満していた高エネルギーの電磁波が、その後の宇宙膨張で引き伸ばされ、低エネルギーの電磁波として現在の宇宙に充満しているはずです。なんと、その電磁波(宇宙背景放射)が実際に発見されているのです。

そんなわけでビッグバンについては立証済みなのですが、ではビッグバンが起こる以前の宇宙はどんな様子だったのでしょうか。これについてはインフレーション理論という考え方が有力視されています。これによりますと、誕生したばかりの宇宙が持っていた「真空のエネルギー」の力で宇宙が急激な膨張(インフレーション)を起こし、(膨張すると密度が下がるので)温度が急激に下がります。水の温度が下がって氷へと相転移(位相が変化すること。液相→固相、等。)すると「潜熱」が生じることが知られていますが、これと同様に、初期宇宙でもインフレーションが起こって宇宙の温度が急激に下がると、「空間の相転移」なる現象が起こり、潜熱が発生します。この潜熱が初期宇宙を再熱化して火の玉にし、これがビッグバンの引き金になったというのです。

ちなみに、初期宇宙がインフレーションを起こして急膨張し、ビッグバンが始まるまでの時間は、

宇宙誕生から10のマイナス34乗秒間で、この一瞬の間に初期宇宙の大きさは10の43乗倍になったと言われています。今は静かな宇宙ですが、始まりは劇的な急成長からスタートしたようです。

今年も新しい一年が始まりました。ビッグバン並みのいいスタートとなりますよう,皆様の益々の御健勝,御発展をお祈り申し上げます。

但し、仕事ばかりに精を出しすぎますと、ご家族や彼女がふくれて ビッグバンを起こすかも知れませんのでご注意を!?



(Image credit NASA)



昨年は、ことに政治の世界で、イギリスのEU離脱、小池知事、トランプ氏の圧勝、朴大統領の弾劾、フィリピンの新大統領など、想定外の大ニュースがいろいろ流れました。

いずれも従前の支配層によるマンネリ化した政治に倦き足らない 国民・市民がポピュリズム的に変革を求めた結果だと思います。

そこには新しい政策についての十分な検討と見とおしもないまま とにかく変化を求めたという危険があり、その成功は予断を許さない と思います。

政治家の絶対の責任は、あの菅原文太氏が述べたように、国民に 安全な食物を十分に提供することと、「絶対に戦争をしないこと」は 誰しも異論のないところですが、現在のポピュリズムはヒトラーや ムッソリーニのようなことにはならないとは思いながらも、何やら 危ういものは感じます。

政治の世界をもう少し理知的に冷静なものにすることは、まず国民 の責任でもあると感じるこの頃です。

> 平成29年1月 弁護士法人淀屋橋法律事務所 代表社員 弁護士 藤 井 勲

○ 新人弁護士紹介 ○



この度入所することとなりました山田耕一郎と申します。

人に社会に貢献したいと思い,そのために自分にできること は何かと考え,弁護士の道を目指すことにいたしました。

法律家になった以上,法律知識や法的思考を身につけることは当然必要ですが,それと同時に,依頼者の立場に立ちつつ,広い視野を持って問題の本質を捉えることが重要だと考えます。そのために,法律プロパーの問題にとどまらず,様々なことを学び,経験したいと思っております。

ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

弁護士 山 田 耕一郎

表紙の写真 (かくれんぼ)

ドナウ川の流域の小さな国,スロバキアの首都プラチスラバの町角です。かくれんぼをしているかわいいポーズの子がいます。

(撮影者 芝 康司)